

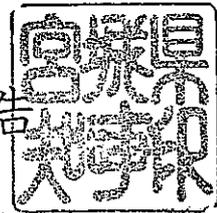
平成23年3月13日

総務大臣

片山 善博 殿

平成23年東北地方太平洋沖地震対策
に関する要望書

宮城県知事 村井 嘉浩



一昨日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、激しい揺れとその後に到来した大津波により、多くの市町村は壊滅的な打撃を受け、未だに現状の把握もできない状況にあります。我が県をはじめ多くの国民が生命・財産を一瞬にして奪われるなど地域存亡の危機に直面している状況にあり、我が国がかつて経験したことのない空前絶後の被害規模となっております。

現在も断続的に大きな余震や津波が発生している中、地元自治体では懸命な救助活動や応急対策を実施しているところであり、地域の復興に対して必死の覚悟をもって取り組む所存であります。しかしながら、なお一層の支援が必要な状況に直面していることから、国におきましても国家存亡のときと認識し、不退転の決意をもって、しっかりとした対応を講ずるよう要望いたします。

つきましては、下記事項について、当面の措置として特段の措置を講じられますよう要望いたします。

記

1 円滑な救助・救援活動のための体制支援について

今回の災害により救助・救援を必要としている県民が多数おり、一刻も早い対応が求められているものの、被害の大きさに困難を極めている状況にあることから、国においても救助・救援活動の円滑な実施に対し特段の支援を図ること。

2 応急対策に要する当面の財政措置について

- (1) 地方交付税法改正法案を早期に成立させるとともに、地元自治体の財政運営に支障が生じないよう普通交付税の繰上げ交付などについて弾力的な

運用を図ること。

- (2) 災害関連事業費に係る特別交付税措置について、十分な措置を行うこと。また、来年度新設予定の「大規模災害発生時の特例交付」について、早期に実施すること。
- (3) 災害復旧事業の財源となる地方債について、要望額を確保し早期に同意すること。また、交付税措置を一層拡充すること。

3 統一地方選挙の選挙期日等の繰り延べについて

今般の被害状況を踏まえ、選挙の執行が困難となる市町村が想定されることから、阪神・淡路大震災の際と同様に、選挙期日等の臨時特例に関する法律を制定すること。

4 震災復興基金創設への支援について

我が国がかつて経験したことのない空前絶後の被害規模に鑑み、地域の自主的な復興は非常に困難な状況であり国による全面的な支援が必要であることから、震災復興基金の設置などについて特段の支援を講ずること。

5 県民生活や経済活動などの復興への支援について

今回の地震等による被害は、県民生活のみならず社会経済活動に対して壊滅的な打撃を与え日本経済にも多大な影響を及ぼすことから、今後の県民生活の安定と農林水産業、商工業、サービス産業など全ての産業の復興に対して、国として主体的に十分な支援を講ずること。